第二条　医療法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章の二　（略）	第一章～第四章の二　（略）
第四章の二の二　地域医療構想及び医療計画（第三十条の二十七の三―第三十条の三十三）	第四章の二の二　医療計画（第三十条の二十八―第三十条の三十三）
第四章の二の二の二～第七章　（略）	第四章の二の二の二～第七章　（略）
附則	附則
（医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等）	（医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等）
第一条の二　法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。	**第一条の二**　法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。
一　法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域（法第三十条の四第五項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの	一　法第三十条の四第二項第十四号イ(2)に掲げる区域
二　法第三十条の四第二項第九号イ(2)に掲げる区域	二　法第三十条の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域
2・3　（略）	2・3　（略）
第一条の十四　（略）	**第一条の十四**　（略）
2～11　（略）	2～11　（略）
12　法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（法第三十条の三の三第一項の規定により所在地の都道府県が定める地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）において定める同条第二項第二号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、地域医療構想において定める当該構想区域における同項第四号に規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十七の四において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。	12　法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）において定める同条第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。
13　法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第九項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合若しくは同条第十項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合又は法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制（以下「医療提供体制」という。）の確保のために必要と認められる限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）において定める同条第二項第十二号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病	13　法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第十項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合若しくは同条第十一項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合又は法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制（以下「医療提供体制」という。）の確保のために必要と認められる限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）のうち、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計